

発電利用に供する木質バイオマスの証明事務取扱要領

島根県農林水産部林業課 作成

第1 目的

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、固定価格買取制度）のもとでは、木質バイオマス発電所で発電された電力は、燃料用チップの原材料である木質バイオマスの区分ごとに異なる価格で買い取られる。このため、買取価格の根拠となる木質バイオマスを厳正に証明することが求められている。

本要領は、林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下、発電用ガイドライン）」に基づき、固定価格買取制度により売電を行う島根県内の木質バイオマス発電施設へ供給する燃料用チップを証明するための事務取扱を定めるものである。

第2 対象とする木質バイオマスの区分

対象となる木質バイオマスの区分は、発電用ガイドラインにおける間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスとする。建設資材廃棄物は、県内の木質バイオマス発電施設の燃料用チップとして使用しないとしていることから対象としない。

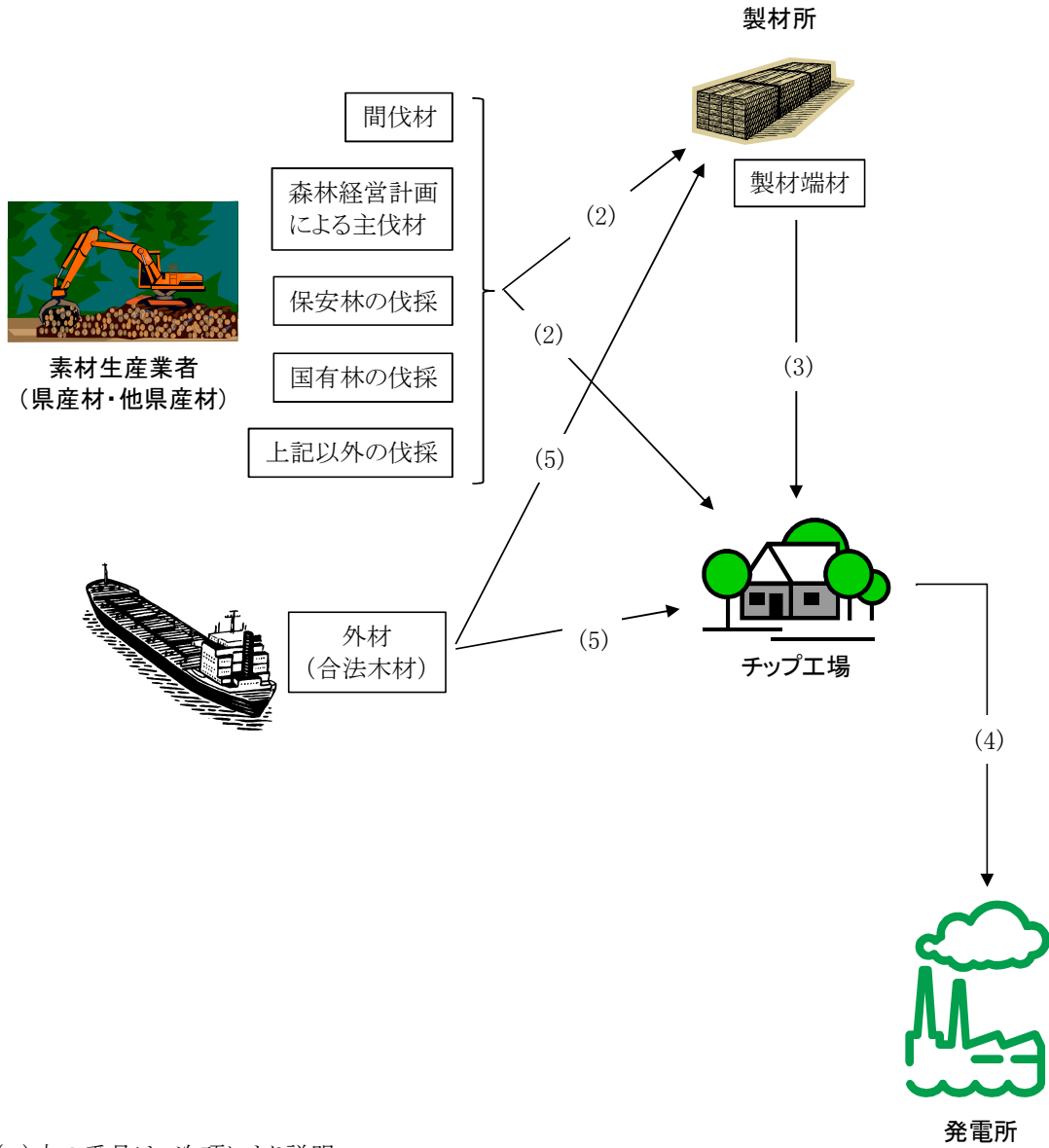
第3 木質バイオマスの証明のための事業者認定

木質バイオマスの証明を行うためには、予め業界団体等による発電用ガイドラインの事業者認定を受けなければならない。認定を受けた事業者に限り、木質バイオマスの証明を行うことができる。

燃料用チップの原材料となる木質バイオマスの生産から発電所への燃料用チップの供給に至る全ての取引において、販売元が販売先に対して証明書を交付する。

それぞれの取引で确实かつ適切に証明書を交付することにより、木質バイオマスの由来を証明する。

第4 木質バイオマスの証明
 (1) 木質バイオマスの販売経路



()内の番号は、次項により説明

(2) 木質バイオマスを販売する場合の証明手続き

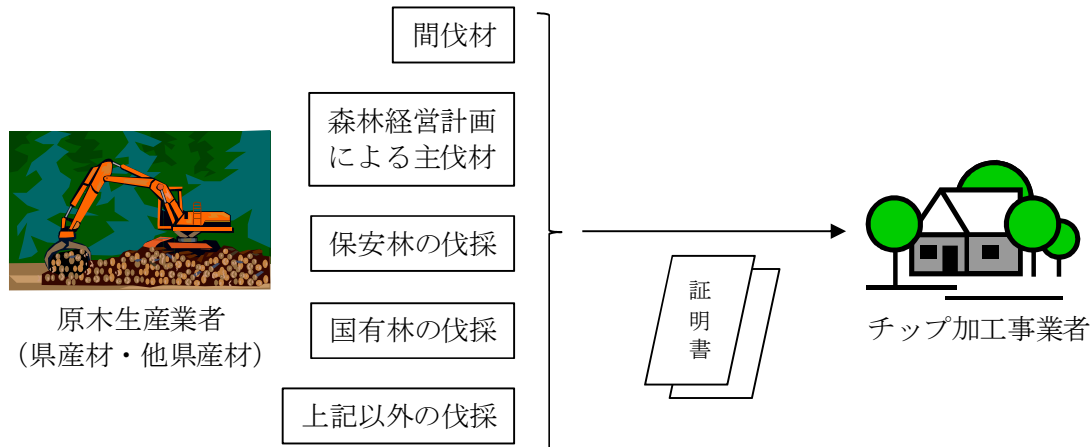
販売元：原木生産事業者（森林組合、民間の原木生産者等）

販売先：チップ加工事業者

証明方法：原木生産事業者は、木質バイオマスをチップ加工事業者へ販売する際に、

証明書（様式1）に添付書類（写）を付けて提出すること

原木生産事業者が、木質バイオマスとして生産した原木を製材所へ販売する際にも、証明書（様式1）に添付書類（写）を付けて提出すること



<添付書類>

伐採の種類	森林経営計画	添付書類	由来区分 ※1
間伐材 ※2	あり	森林経営計画認定書＋森林経営計画様式6-1	間伐
	なし	伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	間伐
森林経営計画に基づく主伐	あり	森林経営計画認定書＋様式6-1	間伐
保安林の伐採 ※2		保安林立木伐採許可決定通知書	間伐
		保安林内間伐届出書＋受理書	間伐
		保安林内択伐届出書＋受理書	間伐
		保安林解除通知書	一般
		保安林内立木伐採届出書＋保安林内作業許可通知書 作業道開設の場合 作業道開設以外の場合	間伐 一般
		保安林内立木伐採届出書＋伐採に係る契約書（被害木、病害虫木の伐採の場合）	間伐
		事業の契約書（除伐、本数調整伐の場合） 売買契約書（治山事業で支障木を伐採する場合）	間伐 一般
国有林の伐採		森林管理署との売買契約書 間伐、主伐、森林作業道開設に関する伐採の場合 間伐、主伐、森林作業道開設以外の伐採の場合	間伐 一般
		伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書 伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書 林地開発許可書	一般 一般 一般
上記以外の伐採 ※2	あり	森林経営計画認定書＋森林経営計画様式6-1（除伐、被害木、病害虫木の伐採の場合）	間伐
	なし	独自の証明書（除伐、被害木、病害虫木の伐採の場合）	一般

※1 由来区分の間伐は間伐材等由来の木質バイオマス、一般は一般木質バイオマスを示す

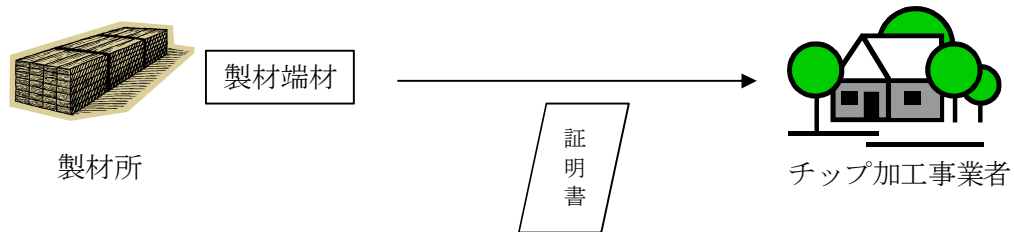
※2 右記の添付書類のうち、いずれかの書類を証明書に添付

(3) 製材端材を販売する場合の証明手続き

販売元：製材所

販売先：チップ加工事業者

証明方法：製材所は、製材端材をチップ加工事業者へ販売する際に、証明書（様式2）を提出すること



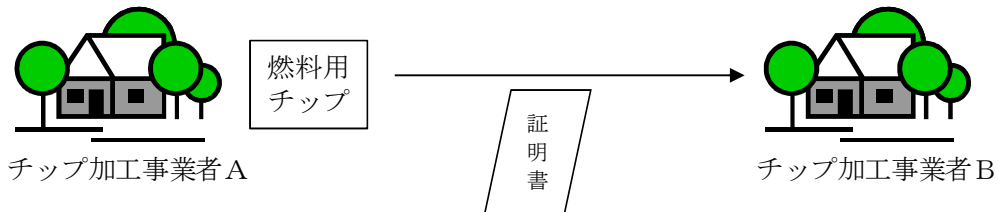
(4) 燃料用チップを販売する場合の証明手続き

①チップ加工事業者が別のチップ加工業者に販売する場合

販売元：チップ加工事業者

販売先：チップ加工事業者

証明方法：チップ加工事業者が、燃料用チップを別のチップ加工事業者へ販売する際に、証明書（様式3）を提出すること

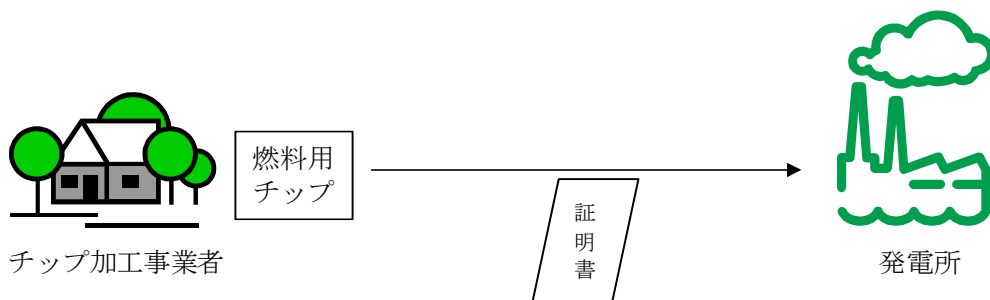


②チップ加工事業者が発電所へ販売する場合

販売元：チップ加工事業者

販売先：発電所

証明方法：チップ加工事業者が発電所へ燃料用チップを販売する際に、証明書（様式3）を提出すること



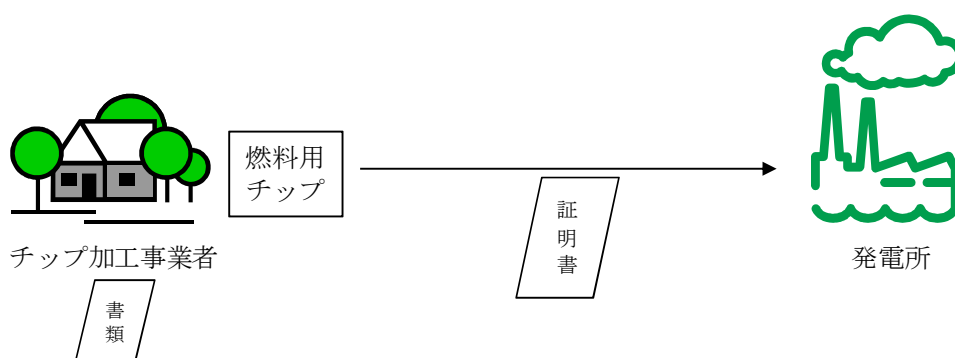
③チップ加工事業者自らが木質バイオマスの生産、チップ加工を行い、発電所へ販売する場合

販売元：チップ加工事業者

販売先：発電所

証明方法：(4)②と同様に、チップ加工事業者が発電所へ燃料用チップを販売する際に、証明書（様式3）を提出すること

留意点：チップ加工事業者自らが木質バイオマスの生産、燃料用チップの加工、発電所への燃料チップの販売を行う場合であっても、木質バイオマスの由来を証明する書類（第4の(1)の表）の保管は必要



(5) 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づき証明された木材を販売する場合

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材（以下、合法木材）を燃料用チップの原材料として販売する場合、外材であれば、販売元は合法木材の証明書を販売先に提出する。国産材であれば、合法木材の証明書に加え本要領第4（2）の添付書類の表に記載した書類の写を販売先に提出する。

発電用ガイドラインの事業者認定を受けた販売元または販売先は、合法木材を一般木質バイオマスとして扱うことができる。

(6) 剪定枝等の非森林由来の木質バイオマスを販売する場合の証明手続き

剪定枝等の森林以外から生産された木質バイオマスを燃料用チップの原材料として販売する場合、販売元は証明書（様式4）を販売先に提出する。

証明書が添付された剪定枝等は、一般木質バイオマスとして扱う。

第5 書類の保管

販売先の事業者は、販売元から提出された証明書等を適正に保管する。また、販売元の事業者は、販売先へ提出した書類の写を取り保管する。

販売先および販売元のいずれの事業者も、島根県素材流通協同組合および島根県森林組合連合会、一般社団法人島根県木材協会からの求めに応じ、燃料用チップの木質バイオマスの由来を説明できるように証明書等を適正に整理・保管する。

証明書および添付資料は5年間保存する。